

第2節 誰もが安心して暮らせる社会保障制度の実現^{*1}

1 社会保障の役割

(1) 社会保障の基本的考え方

国民生活は国民一人一人が自らの責任と努力によって営むこと（「自助」）が基本であるが、往々にして、病気やけが、老齢や障害、失業などにより、自分の努力だけでは解決できず、自立した生活を維持できない場合も生じてくる。このように個人の責任や自助努力のみでは対応できないリスクに対して、国民が相互に連帯して支え合うことによって安心した生活を保障することが「共助」であり、年金、医療保険、介護保険、雇用保険などの社会保険制度は、基本的にこの共助を体現した制度である。さらに、自助や共助によってもなお生活に困窮する場合などもある。このような自助や共助によっても対応できない困窮などの状況に対し、所得や生活水準・家庭状況などの受給要件を定めた上で必要な生活保障を行うのが「公助」であり、公的扶助（生活保障）や社会福祉などがこれに当たる。

このように我が国の社会保障は、個人の責任や自助努力のみでは対応できないリスクに対して、相互に連帯して支え合うことにより安心した生活を保障したり、自助や共助では対応できない場合には必要な生活保障を行うものである。これにより社会保障は「一人一人が、生涯にわたり、家庭・職場・地域等において持てる力を十分に発揮し、共に支え合いながら、希望を持ち、健やかに安心して暮らすことができる社会の構築・持続」という目標の実現を目指している。

(2) 社会保障の機能

それでは社会保障は実際にどのような機能を果たし、国民の暮らしにどのような効果を及ぼしているのだろうか。社会保障の機能としては、主として、①生活安定・向上機能、②所得再分配機能、③経済安定機能があげられる。なお、これらの機能は相互に重なり合っていることが多い。

1) 生活安定・向上機能

第一に、生活の安定を図り、安心をもたらす生活安定・向上機能である。

例えば、病気や負傷の場合にも、医療保険の存在により一定の自己負担で必要な医療を受けることができ、高齢期には、老齢年金により安定した生活を送ることができる。雇用・労働政策においては、失業した場合には、雇用保険が受給でき、生活の安定が図られるとともに、業務上の疾病等の場合には、労働者災害補償保険制度により、自己負担なしで受療できる。また、仕事と家庭の両立支援策等は、人々の就業継続を可能とすることに寄与し、その生活を保障し安心をもたらしている。

このような社会保障の機能により、人生の危険（リスク）を恐れず、いきいきとした生活を送ることができるとともに、様々な人生の目標に挑むことが可能となり、それがひいては社会全体の活力につながっていく。逆に言えば、社会保障が不安定となれば、将来の生活の不安感から、例えば、必要以上に貯蓄をするために消費を節約する等の行動をとることによって経済に悪影響が及ぼされ、社会の活力が低下するおそれがある。

*1 平成20年版厚生労働白書第1部第1章の分析を参考に記述した。

2) 所得再分配機能

第二に、所得を個人や世帯の間で移転させることにより、国民の生活の安定を図る所得再分配機能である。

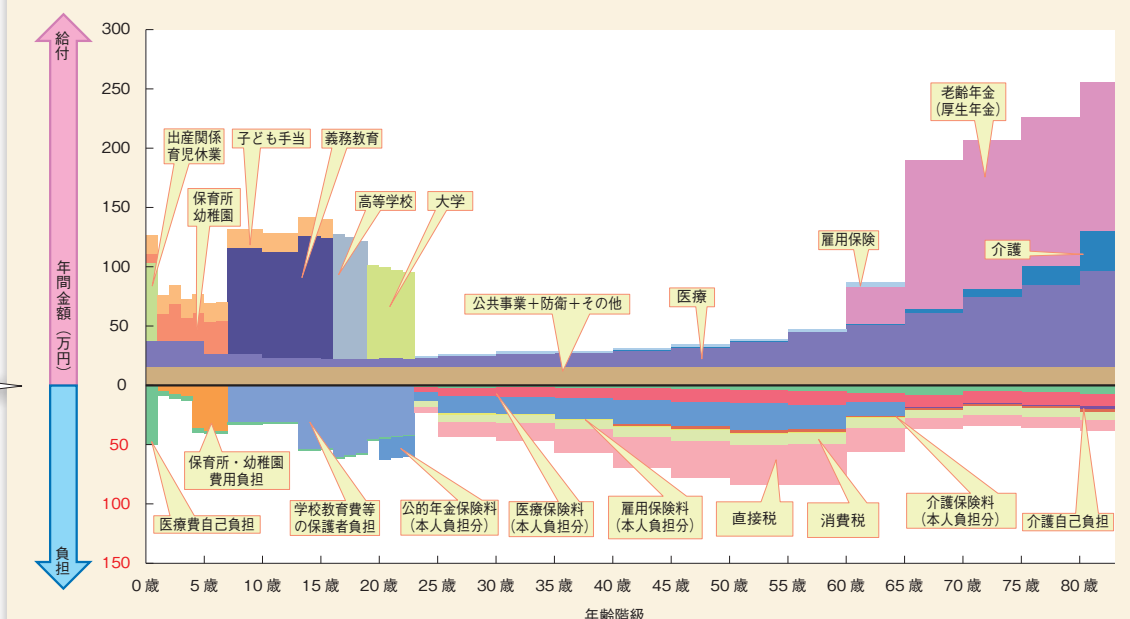
具体的には、異なる所得階層間で、高所得層から資金を調達して、低所得層へその資金を移転したり、稼働能力のある人々から稼働能力のなくなった人々に所得を移転したりすることがあげられる。例えば、生活保護制度は、税を財源としており「所得の多い人」から「所得の少ない人」への再分配が行われる。また、公的年金制度は保険料を財源にした現役世代から高齢世代への世代間の所得再分配と見ることもできる。

また、所得再分配には、現金給付だけでなく、医療サービスや保育サービス等のサービス給付による再分配もある。このようなサービス給付による再分配は、報酬に比例した保険料など能力に応じた負担を求め、必要に応じた給付を行うものであり、これにより、生活を支える基本的な社会サービスに国民が平等にアクセスできるようにしている。

3) 経済安定機能

第三に、経済安定機能、すなわち景気変動を緩和する機能や、経済成長を支えていく機能である。例えば、雇用保険制度については、失業中の家計を下支えする効果に加え消費の減少による景気の落ち込みを抑制する効果（スタビライザー機能）もある。また、公的年金制度のように、経済不況期においても継続的に一定の額が支給される制度は、高齢者等の生活を安定させるだけでなく、消費活動の下支えを通じて経済社会の安定に寄与している。さらに、雇用保険制度に限らず雇用・労働政策全般についても、前述1)の生活安定・向上の機能を有するほか、安心をもたらすことによる国民の消費活動の下支えを通じた経済安定の機能が見られる。

図表 2-2-1 ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ



給付計
約 8,000 万円

負担計
約 4,000 万円

差引額
約 4,000 万円

※個人に着目した給付と負担の概算

(注) 1) 平成 21 年度（データがない場合は可能な限り直近）の実績をベースに 1 人当たりの額を計算している。
 ただし、「公共事業+防衛+その他」については、平成 22 年度予算ベース。
 2) 直接税及び消費税は、国税及び地方税の合計である。
 3) 負担という観点からは、将来世代の負担として、公債金（平成 22 年度予算ベースで約 44 兆円、国民 1 人当たり約 35 万円）がある点についても留意が必要である。

4) ライフサイクルでみた給付と負担

社会保障をはじめとする給付と税や社会保険料などの負担を年齢別にみると、給付は、保育や教育、子ども手当等の給付を受ける若年期と年金、医療、介護等の給付を受ける高齢期が大きくなっている一方、租税や社会保険料の負担は中間年齢層が中心となっている（図表 2-2-1）。

2 社会保障の給付と負担の現状

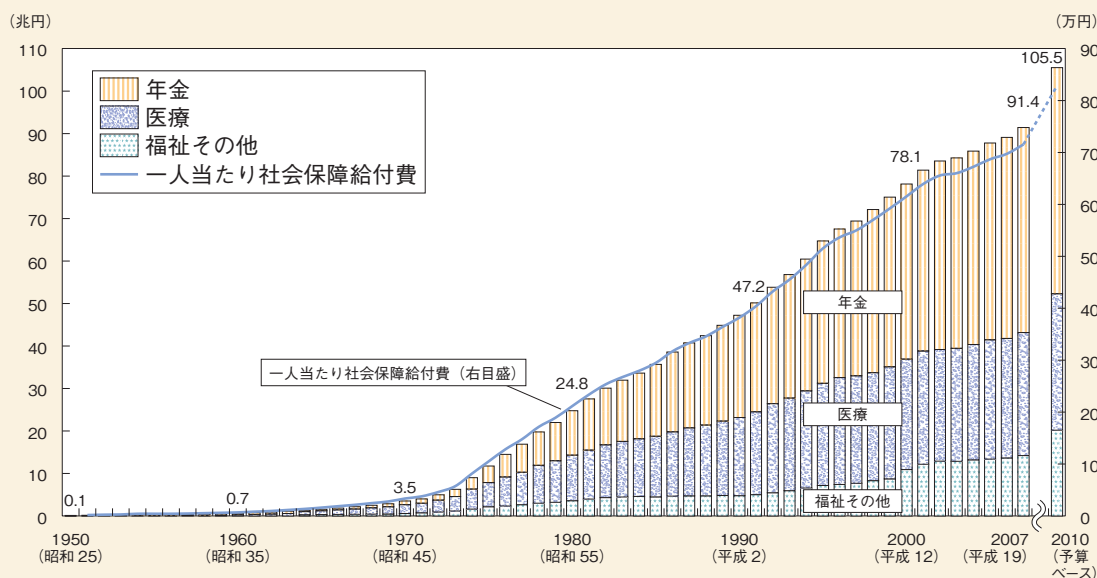
(1) 社会保障給付費の状況

社会保障給付費の現状と推移を社会保障給付費により見てみると、高齢化に伴い急激に増加し、2007（平成 19）年度には 91.4 兆円、対国民所得比で 24.4% となっている（国立社会保障・人口問題研究所「平成 19 年度社会保障給付費」）（図表 2-2-2）。

社会保障給付費の内訳をみると、2007 年度で年金が 48.3 兆円と 5 割強（52.8%）を占め、医療が 28.9 兆円（31.7%）となっている。

図表 2-2-2 社会保障給付費の推移

	1970 年度	1980 年度	1990 年度	2000 年度	2010 年度 (予算ベース)
国民所得額(兆円) A	61.0	203.9	346.9	371.8	336.4
給付費総額(兆円) B	3.5 (100.0%)	24.8 (100.0%)	47.2 (100.0%)	78.1 (100.0%)	105.5 (100.0%)
(内訳) 年金	0.9 (24.3%)	10.5 (42.2%)	24.0 (50.9%)	41.2 (52.7%)	53.2 (50.4%)
医療	2.1 (58.9%)	10.7 (43.3%)	18.4 (38.9%)	26.0 (33.3%)	32.1 (30.4%)
福祉その他	0.6 (16.8%)	3.6 (14.5%)	4.8 (10.2%)	10.9 (14.0%)	20.2 (19.1%)
B/A	5.77%	12.15%	13.61%	21.01%	31.36%



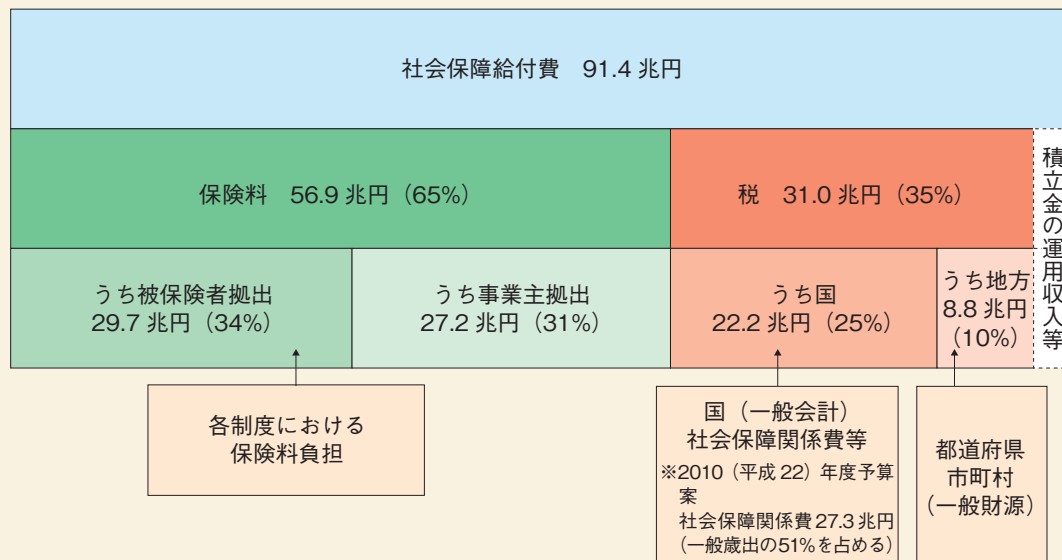
資料：国立社会保障・人口問題研究所「平成 19 年度社会保障給付費」、2010 年度（予算ベース）は厚生労働省推計、2010 年度の国民所得額は平成 22 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成 22 年 1 月 22 日閣議決定）。

(注) 図中の数値は、1950、1960、1970、1980、1990、2000 及び 2007 並びに 2010 年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

(参考) 一人当たり社会保障給付費は、2007 年度で 71.6 万円、2010 年度（予算ベース）で 82.8 万円である。

図表 2-2-3 社会保障の給付を支える国民の拠出・負担

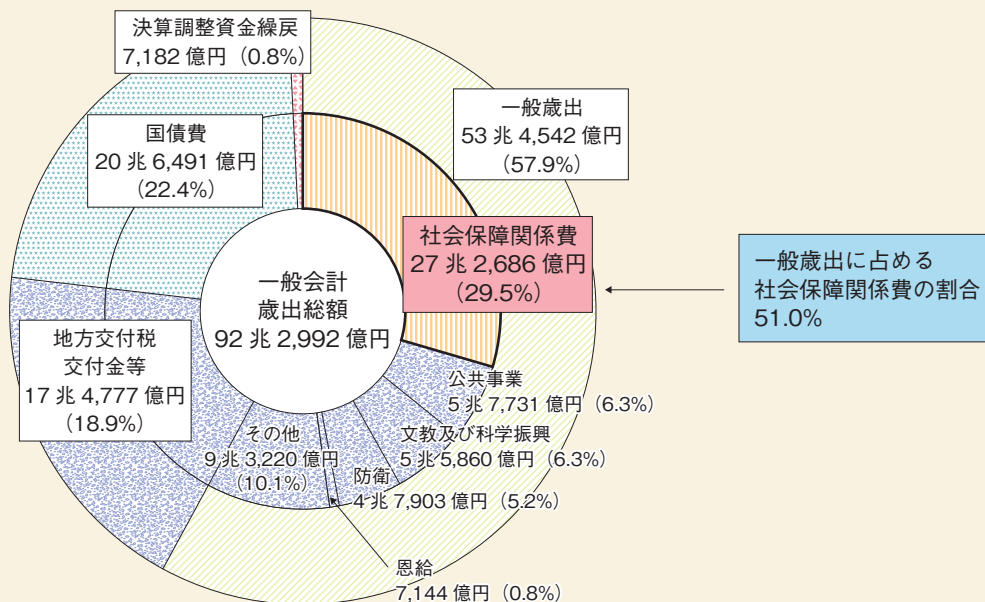
社会保障の給付を支える国民の拠出・負担 2007（平成19年度）（実績） 91.4兆円
 ※社会保障給付の財源としてはこのほかに資産収入などがある



資料：国立社会保障・人口問題研究所「平成19年度社会保障給付費」より厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室作成。

（注） 社会保障給付費には、管理費その他は含まれない。

図表 2-2-4 2010年度一般歳出と社会保障関係費

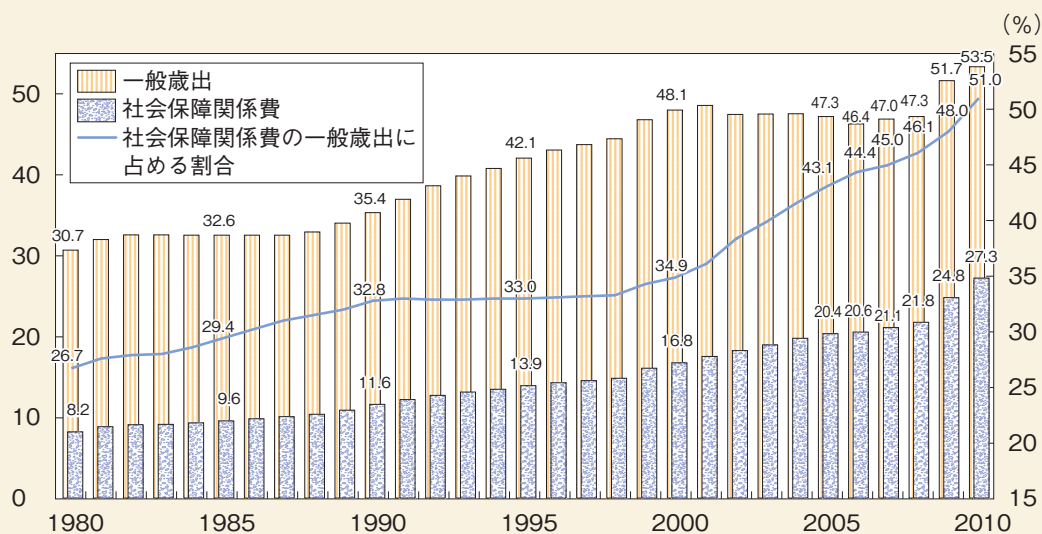


資料：財務省「平成22年度予算のポイント」より厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室作成。

(2) 社会保障給付費等の財源構成

社会保障給付費等（管理費その他を含む）をまかなう財源の構成を見ると、積立金の運用収入等を除く国民の拠出・負担は、2007（平成19）年度で87.9兆円となっており、うち、保険料が65%（被保険者が支払う被保険者拠出が34%、企業等が支払う事業主拠出が31%）、税が35%（国が25%、地方公共団体が10%）となっている（図表2-2-3）。

図表 2-2-5 一般歳出と社会保障関係費の推移



資料：財務省主計局「財政制度審議会 財政制度分科会財政構造改革部会」資料及び財務省「平成 22 年度予算のポイント」より、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室作成。

(3) 社会保障と財政

社会保障と我が国の財政との関係について見てみると、2010（平成 22）年度予算においては、社会保障関係費は 27.3 兆円となっており、一般会計歳出予算の 29.5% を占めている。一般会計歳出予算から国債費や地方交付税交付金等を除いた一般歳出で見ると 51.0% と半分以上を占めており、一般歳出の中では最も大きな歳出項目となっており、その安定的な財源の確保は重要な課題である（図表 2-2-4）。

一般歳出に占める社会保障関係費の割合の年次推移を見ると、1980（昭和 55）年度は 26.7% であったものが、1990（平成 2）年度には 32.8% となり、以降 1998（平成 10）年度までほぼ横ばいであったが、1999（平成 11）年度以降再び急速に上昇し、2010 年度予算においては前述の通り 51.0% に達している（図表 2-2-5）。

コラム

介護分野での起業

～他業種からの進出：北海道札幌市「エターナルアドバンス」の例～

2010（平成 22）年 6 月 18 日に政府が決定した「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」においても介護分野は成長を牽引する一分野と位置づけられています。

介護分野については、大きな成長と雇用の創出が期待されるとともに、地域密着型のサービス産業であり、地方の経済、内需を支えています。

そこで、介護産業を成長牽引産業として明確に位置づけ、民間事業者等の新たなサービス主体の参入を促進し、安全の確保や質の向上を図りながら、利用者本位の多様なサービスが提供



エターナルアドバンス

できる体制を構築することが重要になっています。

北海道札幌市の「エターナルアドバンス」¹は2005（平成17）年4月に開業しました。公共投資の縮減が見込まれることから、札幌市に隣接する当別町で建設業を経営していた宮永建設が「今後は介護業が進出すべき新分野として最適であり、また遊休不動産を所有していることから」、新たに介護業に参入しました。

当初、社内では「社長がやると言っておられるので、うちの会社も介護業に参入するだろう」といった感じだったそうですが、実際の開設に当たっては、施設長1名と副施設長1名を人事異動という形で配置転換しました。

施設長に配置転換された役員の方は介護の資格等はなく、仕事をしながら資格の取得を目指したそうです。それ以外、介護職員等の方については、施設の開設に合わせ、新採の方も含め、新たに採用しました。

当時は、本業の建設業に影響があったそうです。事業所を開業するための設備投資が必要であったことから、会社全体としての利益が落ち込み、入札のランクを維持することに苦労されたそうです²。

現在、施設長をされておられる方も年配の方で、30年間土木現場で活躍され、人事異動で赴任されました。やはり、辞令を受け取り、着任された後に、介護職員の養成所に通い、介護技術を取得されました。養成所では、女性の方が多く、男性も若い方ばかりだったので、まずコミュニケーションをとるのに御苦労されたそうです。

また、介護職員の養成所も修了し、実際に施設で入浴・排泄のお世話や夜勤を他のスタッフの方と一緒に担当するようになりましたが、はじめての経験が多く、御苦労をされたそうです。

現在、従業員の方は20名で、大学卒業後に新規採用された4名の方はずっと勤務されておられます。職場の職制は、「ホーム長」－



内部の様子

「ユニットリーダー」－「サブリーダー」－「一般職員」という構成で組織されており、その位置づけは「どのような資格持っているのか?」、「年度ごとの人事評価（仕事の内容、コミュニケーション能力の有無など）」等によって決定しています。また、スタッフ職員のモチベーション向上のために、介護福祉士の資格を取得した場合、資格手当を支給するという形で賃金に反映されるようになっています。

また、利用者の方からは「今が『老春』でデイサービスに通うのが楽しみだ」といった声も寄せられており、そうした利用される方々の喜びの声が施設で働かれている方々の励みとなっています。

（まとめ）

今後、介護産業は新たな民間事業者等の参入が予想されるが、利用者に喜ばれるようなサービスの提供が重要です。そうしたことがそこで働く方々のやりがい等の満足度につながります。

（参照）

○新成長戦略について（国家戦略室ホームページ）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokasenryaku/>

○エターナルアドバンス

<http://www.miyanaga-net.co.jp/advance.html>

¹ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）と通所介護（デイサービス）を提供している事業所である。

² 建設業が公共工事の入札に参加する場合には、経営状況等が点数化される経営審査を受ける必要がある。一般的には、この経営審査の点数に、各官庁・地方自治体等の独自の基準が加点され、入札ランクが決定される。